

入札説明書

令和7年4月2日
長崎県経営支援課

1 入札に関する条件及び注意事項

(1) 業務番号及び名称

- ① 業務番号 7経支第4号
- ② 業務名 令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務

(2) 履行期間

令和7年5月26日から 令和8年3月24日まで

(3) 仕様

別添「令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 入札・開札の期日及び場所

(期日) 令和7年5月16日(金) 午後3時00分開始

(場所) 長崎県庁6階603会議室(長崎県長崎市尾上町3番1号)

※入札当日が悪天候(台風、大雨等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に2の(5)に掲げる部局に確認してください。

(5) 仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、質問書により令和7年4月21日(月)午後5時までにFAXまたは電子メールのいずれかにて提出してください。なお、提出後は必ず確認のため電話してください。

入札、技術提案書提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

FAX: 095-895-2580

電話: 095-895-2651(長崎県経営支援課)

電子メール: s05570@pref.nagasaki.lg.jp

※質問に対する回答は、令和7年4月25日(金)午後5時までにFAX又は電子メールにて回答します。

なお、回答は、質問をされた事業者を含め、原則として入札参加が見込まれるすべての事業者に送ります。

(6) 入札書の作成方法

- ① 入札書(第5号様式)及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載してください。

- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。
- ⑤ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。

※入札書、入札用封筒、委任状は第5号様式～第7号様式に示すものをご利用ください。

【注意事項】

- ・入札書は入札用封筒に入れ、封筒に会社名、業務名を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は長崎県知事としてください。

(7) 技術提案書の提出期限及び提出場所等

① 技術提案書作成要領

別添「技術提案書作成要領」のとおり

② 技術提案書の提出期限及び提出場所

(期限) 令和7年4月30日（水）午後5時まで

ただし、持参する場合の受付時間は平日の午前9時から午後5時までとします。

(場所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県産業労働部経営支援課

③ 技術提案書の提出方法

ア 技術提案書は提出場所に持参又は郵送（書留郵便など配達に記録が残るものに限る。）すること。電話、ファックスまたは電子メールによる提出は認めません。技術提案書を郵送する場合は、包装の表に「技術提案書在中」と明記すること。

イ 理由のいかんによらず、技術提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかつた場合は、入札に参加することはできません。

ウ 入札者は、その提出した技術提案書の引換え、変更または取消しをすることができません。

エ 提出された提案書は、返却いたしません。

(8) 技術提案書の審査

提出された技術提案書は、別に定める「落札者決定基準」に示す評価基準に基づき、提案に係る事項の履行の確実性に留意して、県において審査し、合格（すべての評価項目が基礎点を満たしている場合をいう。）した技術提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とします。

提案書の合否については、開札の前までに入札者に通知し、不合格となった技術提案書に係る入札者には、理由を付すものとします。

なお、以下のとおり技術提案書の内容をご説明いただき、県からの質疑に対応していただきます。

① 技術提案書の内容説明

日時 令和7年5月16日（金）午前10時開始

場所 長崎県庁6階603会議室

(9) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

ア 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を令和7年4月30日（水）までに納付してください。（落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。）

イ 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

・ 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

・ 令和5年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約と同種、同規模の契約を2回以上締結し、それを証明するもの（2件以上）を提出する場合

※契約を証明するものとは、締結した契約書の写しまたは発注者の履行証明書等とします。なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出してください。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満

ただし、最低でも100万円を超える金額の証明を必要とします。

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

(i) 入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を令和7年4月21日（月）午後5時までに、1(7)②の場所に提出してください。

（郵送可。必着。提出後は必ず確認のため電話してください。）

・ 宛名（長崎県知事）

・ 作成日

・ 入札者の商号又は名称、所在地、代表者職氏名（代表者印）を押印）

・ 申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申し出ます。」と記載。）

・ 業務名（令和7年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務）

・ 納付予定金額

(ii) 申出書を受け取り次第、納付書を送付しますので、十八親和銀行の本支店において納付してください。

(iii) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和7年5月2日（金）午後5時までに1(7)②の場所に提出してください。（郵送可。必着。提出後は必ず確認のため電話してください。）

オ 注意事項

・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目とさせていただきます。

・ 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります。例えば、1,000千円で入札する場合、入札保証金は50千円ではなく55千円となるのでご注

意願います。入札保証金が50千円の場合は、1,000千円の入札は無効となります。

- ・入札保証金の免除手続き書類（入札保証金免除申請書及び添付書類）は、令和7年4月21日（月）午後5時までに必要書類を1(7)②の場所に持参又は郵送（必着）してください。（審査等が必要ですので早めをお願いします。）

② 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約と同時に提出してください。

イ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ・県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ・令和5年4月1日から開札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約と同種、同規模の契約の履行完了の実績が2回以上あり、それを証明するもの（2件以上）を提出する場合

※契約を証明するものとは、令和5年4月1日から開札日の前日までの間に締結した契約書の写しおよび発注者の履行証明書等とします。なお、「同規模」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出してください。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

ただし、最低でも100万円を超える金額の証明を必要とします。

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができません。

(10) 入札の無効

入札実施公告「9 入札の無効」によります。

(11) 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

1回目の開札で、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったとき（全ての入札価格（単価）が、それぞれの予定価格（単価）の範囲内ではない場合を含む。）は、3回を限度として、再度の入札を行います。

3回までに決定しない場合は最低価格を入札した者と見積の協議を行います。

(12) 入札結果等の公表

入札結果については、技術点、価格点、総合評価点すべてを公表します。

また、予定価格についても、入札結果と併せて公表します。

(13) 落札者の決定方法

別に定める「落札者決定基準」のとおりとします。

(14) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から5日（県の休日除く）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出してください。
- ② 総合評価において評価された項目については原則としてすべて契約の内容とすることとし、その履行を確保するものとします。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めによります。

(15) 競争入札の参加資格

令和7年4月2日付け「競争入札の参加者の資格等（告示）」によります。

2 その他

- (1) 技術提案書に係る一切の費用は、入札参加者の負担とします。また、技術提案書については返却いたしません。
- (2) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めてください。
- (3) 本委託に関する業務を実施する場合は、当該業務の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行することとします。
- (4) 本件の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき等は、当該入札書に対し説明を求める事があります。
- (5) 当該契約事務に関する担当部局
住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
名称：長崎県産業労働部経営支援課
電話：095-895-2651（直通）
- (6) 入札参加申込み
 - ① 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格申請書（第1号様式）ほか関係書類を、上記2(5)に掲げる場所に提出してください。（郵送可。期限内必着。必ず郵送した旨の連絡をすること。）
 - ② 申請の期限は、令和7年4月14日（月）午後5時までです。
 - ③ 申請書の交付・提出場所及び申請に関する問い合わせ先
住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
名称：長崎県産業労働部経営支援課
電話：095-895-2651（直通）